

□後援会助成事業「学生保険」

学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)および 学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)の全員加入について

滋賀県立大学後援会では、学部新入生(4 年分)と編入生(2 年分)の「学研災」と「学研賠」の保険料を全額助成しています。

入学と同時に大学事務局より上記保険の学部生全員の加入手続きを行い、保険料を後援会から一括支払いいたします。従いまして、**学部在学中の4年間(編入生2年間)は上記保険への加入および保険料の支払い手続きを各自で行っていただく必要はありません。**

ただし、「学研災」、「学研賠」の対象となる活動範囲は正課中、学校行事中、通学中等に限られますので、**日常生活上の事故等については保障されません。**必要な場合は別途、学研災付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」)、大学生協の学生総合共済等へ任意で加入してください。

また、**院生、過年度生については後援会の助成対象とはなりません**のでご注意ください。

■学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)について(加入者のしおり抜粋)

◆保険料

【学部生】

□保険期間 4 年間

□保 険 料 3,300 円／1 名 (昼間部 2,300 円 + 通学中等傷害危険担保特約 1,000 円)
*看護学部のみ 3,370 円／1 名(接触感染予防保険金支払特約 70 円含)

【編入生】

□保険期間 2 年間

□保 険 料 1,750 円／1 名 (昼間部 1,200 円 + 通学中等傷害危険担保特約 550 円)
*看護学部のみ 1,790 円／1 名(接触感染予防保険金支払特約 40 円含)

◆対象となる活動範囲

学生が在籍する大学の国内外における教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

※「病気」はこの保険の対象となりません。

「教育研究活動中」とは

- ①正課中…講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間。
- ②学校行事に参加している間…大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
- ①②以外で学校にいる間…大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

◆通学中等傷害危険担保特約(通学特約)について

被保険者(学生)の住居と学校施設等との間の往復中または学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に障害を被った場合に保険金が支払われます。

①通学中…大学の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除く)により、学生の住居と学校施設等との間を往復する間。

②学校施設等相互間の移動中…大学の授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路および方法(大学が禁じた方法を除く)により、大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設の外、授業等、学校行事または課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。

◆保障内容

(1) 死亡保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補 償 範 囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「学校施設外での課外活動(クラブ活動)中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(2) 後遺障害保険金(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補 償 範 囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「学校施設外での課外活動(クラブ活動)中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて60万円～1,500万円

.(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）

	治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (治療日数が1日から対象 となります。)	治療日数 1日 ～ 3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注)入院加算金 は医療保険金の 支払いの有無に 関係なく入院1日 目から支払われ ます
通学特約加入者の通学 中・学校施設等相互間 の移動中 (治療日数が4日以上 の場合が対象となります。)	〃 4日 ～ 6日	6,000円	
	〃 7日 ～ 13日	15,000円	
上記以外で学校施設 内にいる間・学校施設 外での課外活動((クラ ブ活動)中 (治療日数が14日以上 の場合が対象となりま す。)	〃 14日～29日	30,000円	
	〃 30日～ 59日	50,000円	
	〃 60日～ 89日	80,000円	
	〃 90日～119日	110,000円	
	〃 120日～149日	140,000円	
	〃 150日～179日	170,000円	
	〃 180日～269日	200,000円	
	〃 270日～	300,000円	

※上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

※治療日数とは、実際に入院または通院した日数をいいます。治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

☆詳しくは公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページをご覧ください。

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

■学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)について(加入者のしおり抜粋)

◆保険料(A コース)

【学部生】

☐ 保険期間 4 年間

☐ 保 険 料 1,360 円／1 名

【編入生】

☐ 保険期間 2 年間

☐ 保 険 料 680 円／1 名

◆保険の内容

日本国内外において学生(被保険者)が、正課、学校行事、課外活動またはその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損傷したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金を支払います。

◆支払限度額

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度。

(被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額)

◆対象となる活動範囲 学研賠 A コース(B コースの活動範囲を含む)

正課、学校行事、課外活動(注1)およびその往復。インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、大学が上記の活動を正課、学校行事または課外活動(注1)と位置付けている場合に限り。また、**クラブ活動(注2)中の事故は保険金支払いの対象とはなりません。**

(注1)大学の規則にのっとり所定の手続きにより、インターンシップまたはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップまたはボランティア活動をいいます。

(注2)「クラブ活動」とは、大学の規則にのっとり所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動または体育活動をいいます。

☆詳しくは公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページをご覧ください。

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>

上記保険の対象となるけがや事故が発生した場合は
滋賀県立大学「学生・就職支援課」までご連絡ください。
TEL(0749)28-8614